

ニュースレター

地域移行とフォローアップ

移行後の生活について

当法人のこれまでの地域移行者数は、平成十六年度五人、平成十七年度六人、平成十八年度十四人、平成十九年度十九人、平成二十年度八人（七月一日現在）合計五十二人となっています。

移行先は、グループホームやケアホームが十九人、グループホームやケアホームへの移行を前提とした施設への入所が九人、親族等の居住地近辺の施設が二十一人、在宅が三人となっています。

地域移行の原則は、現在の生活より幸せになることを前提としています。地域移行までの期間、新しい生活を体験するために地域生活体験ホームにおける地域での生活体験や日中活動の場所通所作業所および実際の移行先のケアホームや施設での体験利用を行うなど、利用者本人の状況に合わせた生活や活動の場を準備しています。

◇ ◇ ◇

移行後において支障が生じて生活が困難になった場合には、当法人への再入所も選択肢の一つとしています。故に、

移行後もフォローアップとして、移行先で本人を支援する事業者や、本人さらに担当する市町村等とも定期的に連絡を取り状況把握に努めています。

原則として移行後、翌日、一週間、一ヶ月、三ヶ月、六ヶ月、一年に状況確認を行っています（このほかにも、月一回程度は移行先と電話連絡を行っています）。この時には、移行先の本人の現況を確認すると同時に、移行先に引き継いだ資料を補完する詳細資料の送付などを必要に応じて行います。場合によっては、

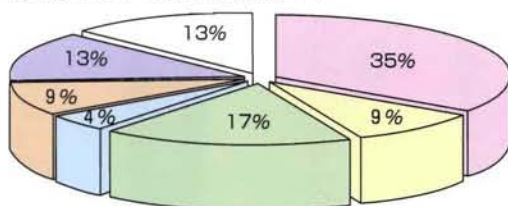
移行先への訪問・移行先からの来訪を含め、移行先での生活に支障が生じないように、本人の状況把握等に最善の努力をしています。

今年に入り、地域移行された方がのぞみの園を再訪し行事へ参加されたという事例がありました。また、移行後に体調を崩した方を、地元の身体介護を伴う施設へ施設替えの調整をする支援も行いました。

過去五年間のフォローアップの件数は、移行先事業所との電話等での連絡調整が三百六十二件、移行先事業所の訪

のぞみの園へのアドバイス

「地域移行前にどんな支援が行われていれば移行がスムーズに行えたか？」



特になし	8人
交通ルール	2人
生活スキル	4人
環境が違うのでしかたない	1人
人との関わり	2人
その他	3人
回答なし	3人

フォローアップ調査結果



問が四十五件、家族との連絡調整が百十件、当該市町村との連絡調整が五十八件となっています。一人についての最多は三十四件となっています。

また、今回の調査は、平成十六年八月から平成十九年七月までに地域移行した二十四人の移行先に、所属していた生活寮や地域生活体験ホームの職員を派遣し、移行後の生活状況を本人や入所事業所の方から現況等を聴取しました。

この調査での本人からの代表的な回答としては、「のぞみの園に戻りたいですか」との質問に、十六人中十五人が戻りたくないと回答しています。理由としては、「自由がないから」「のぞみの園も嫌いじゃないが、ここがいい」「今、友達がたくさんいるから」「家が近いから」等が上げられています。

事業所からの回答としては、「地域移行前にどんな支援が行われていれば移行がスムーズに行えたでしょうか」と言う質問に、「買い物時の金銭の使用」「職員への訴え方（甘えてほしい）」「人のかかわり」「危機回避」「自他の区別」「交通ルール」等

が上げられました。

調査にあたった職員も、元気に生活されていることを確認し安心して帰ってきています。

◇ ◇ ◇

今後も移行先の訪問は、移行の一年後、三年後と定期的に行います。実際に様子を見聞きし事業所からの要望等を直接伺うことで、移行された本人はもとより、今後これから地域移行を目指している利用者の皆さんの支援プログラムの見直しに役立てています。

また、その様子を「地域移行通信」として、保護者や職員に配布しお知らせしています。これにより、遠方等のため面会が少ない保護者の方も、のぞみの園の地域移行の実際とその後のフォローアップ状況を知っていただいております。地域移行についての同意も着実に増えてきています。今後も移行先事業所や保護者と連絡を密にし、本人主体の生活が保障されるようフォローアップに努めていきたいと思っております。

(前地域支援部

地域移行課長

見野 久敏)

地域生活支援センター 準備室開設

平成二十年四月、地域相談支援センター「サポートバルやちよ」の二階に、地域生活支援センター準備室を立ち上げました。

地域で生活している知的障害のある人たちに対して、身近なところに拠点を置き、障害者本人への自立に向けての支援を行い、当法人としても、地域生活支援の新たな事業の開発と推進を担うべくスタートしました。

具体的に、事業内容等をご紹介します。

共同生活介護事業

平成十九年三月に群馬県から共同生活介護事業者と指定され、「ケアホームおおいし」を開設しました。さらに、平成二十年四月には、二か所目の「ケアホームやちよ」を開設し、男女合わせて九人の方が地域で生活され、その生活全般の支援をのぞみの園で担当しています。

個別の状況に合わせた生き甲斐づくりの企画を行う一方、直接支援にあたる世話人や生活支援員への支援技術向上を目的とした研修や月一回の世

話人会議等も行っています。

群馬県出身の方が地域移行されるためのケアホームですが、新しい取り組みとして、当法人の通所部を利用されている在宅の方もご利用いただいています。

地元の社会資源として、一翼を担いたいと思います。

新たな事業

フリースペース みらい

当法人の単独事業の福祉サービスであり、在宅（グループホーム・ケアホーム含む）で生活している知的障害のある方が、余暇の時間に気軽に集まり語り合う場として利用していただき、生活への意欲や自立心を高めることを目指し、地域の知的障害者支援を行うことで、地域住民の知的障害のある方への理解を推進するものです。

【事業名】

国立のぞみの園知的障害者

余暇支援事業

「フリースペース みらい」

【対象者】

高崎市周辺に在住の知的障害者（登録者）

事業所への登録制とし、事前に緊急連絡先、疾病、行動の特性等と対応方法を確認する。また、事業者の現状設備が利用可能な利用者を対象とする。

【事業所の所在地】

群馬県高崎市八千代町一
十三一九

TEL 〇九〇一七六三九

一六〇四〇

【開所時間】

10時～15時（土曜・日曜

日・休日も開所）。

【活動内容】

居室・デイルームを共用として、自由に利用する。共有スペースでのマナーを守り、挨拶や後片付け等についての奨励をはかる。

【利用料金】

利用料は無料（飲食については自己負担）。

但し、週に二回の地域のボランティアによる下記の活動メニューに参加される場合は、実費を徴収させていただきます。

月曜13時30分～ 「折り紙や折り紙を使った工作」
土曜13時30分～ 「おしゃ



ご本人の了承を得て写真掲載をしています

れを楽しむメイク」

今後は、利用者の皆さんのご意見を伺いながら活動メニューを増やしていきたいと思っておりますが、将来的には、在宅の知的障害者のみなさんのクラブ活動を応援したり、さまざまな余暇活動や生きがい活動の場のかけ橋の役を担っていきたくと考えています。

トレーニングルーム みらい

この事業も、当法人の単独事業の福祉サービスであり、在宅等の知的障害のある方に対して、宿泊体験を通して自立に向けての訓練を行うことで、自立心を高め、将来的にグループホームやケアホームおよびアパートでの生活を目指すものです。

【事業名】

国立のぞみの園知的障害者自立生活体験学習事業

「トレーニングルーム みらい」

【対象者】

高崎市周辺に在住の知的障

害者（登録者）

事業所への登録制とし、当面はのぞみの園通所利用者を対象とする。また、事業者の現状設備が利用可能な利用者を対象とする。

【事業所の所在地】

群馬県高崎市八千代町一
十三一九

TEL 〇九〇一七六三九

一六〇四〇

【サービス内容】

食事作りや食材の買い物、他、身支度等の生活スキル、個室での余暇の過ごし方なども体験していただきます。

【利用時間】

16時30分～翌日8時30分
毎週月曜日から金曜日ま

で、当面一泊二日から開始して徐々に宿泊日数を増やしていきます。

【利用定員】

一日二人（同性）

【費用】

一泊 五、〇〇〇円

自立にむけた宿泊体験事業は、施設入所者には、国の制度としても整備されてきましたが、在宅の知的障害者のための常設の体験施設は全国的に少ない状況にあります。ご家族が元気に本人を支えてい



る期間だからこそ、さまざまな自立に向けて体験していくことが大切だと思っています。一般住宅の二階ということ、安全には万全をつくしています。

ぜひ一度ご覧いただきたいと思っております。

◇ ◇ ◇

「フリースペース みらい」および「トレーニングルーム みらい」を利用される方は、事前に利用登録が必要です。ご連絡をお待ちしています。

（地域生活支援センター

準備室

主査 湯浅 智代

支援困難な知的障害者への取り組み

連続 自閉症基礎講座2008

平成十五年十月一日、当法人は「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園」となり、法人の目的も「重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供」が掲げられることとなりました。

また、これに伴い、中期目標・中期計画（平成十五年度から十九年度まで）が示され、新たな方向の新たな事業に取



り組んでいくことにもなりました。

このようなことから、平成十七年度において、入所利用者への効率的かつ適切なサービスの提供を、それぞれの利用者への援助の度合いやニーズに応じて、五つの支援目的別に寮をグループ化し、利用者および寮の再編成が行われました。その支援目的別の寮の一つに、自閉症の症状が重い、強い行動障害があるために、精神科医・神経内科医および臨床心理士の指示を仰ぎ、専門性を駆使したチームアプローチによる支援を必要とする利用者を対象とした特別支援寮としてG寮が開設され、支援にあたってきたところでした。

◇ ◇ ◇

本年度は、その中期目標・中期計画が概ね達成されたことを受けて、第二期中期目

標・中期計画（平成二十年度から平成二十四年度）が示された年度でもあります。

その目標・計画を受けた平成二十年度計画の中の一つに、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」として、「行動障害等を有するなど著しく支援が困難な知的障害者に対して、自立した生活が可能となるよう、福祉と医療の連携による効果的なサービスの提供、およびその実施にあたっては、外部から行動障害等の専門家を招聘し、専門的な指導・助言を受けて実施する。」等が掲げられ、ことにより、支援員のさらなる援助技術の質的向上を図るべく、NPO法人SUN理事長の藤村

出氏（元・長野県障害者福祉センター所長）を自立支援担当参事として招聘し、特別支

援寮のG寮において、的確かつ効果的な援助技術等について、直接、支援員が指導・助言を仰ぐこととなりました。

◇ ◇ ◇

また、藤村参事の発案により、「連続 自閉症基礎講座二〇〇八」が開催されることになりました。この講座は、当法人職員を対象にして一年を1クールとし、毎月一回基礎的な学習を積み重ねて、自閉症および行動障害等の支援が困難な知的障害者についての理解を深めるために、本年五月から開講されました。

第一回目は「自閉症の理解と支援」の演題のもと、自閉症についての初歩的な事柄についての理解と、一人ひとり合わせた援助プログラム（個別化の重要性）の大切さを話されました。第二回目は「自閉症の特性について」の演題のもと、自閉症は「感覚

の情報処理が不安定であることや、コミュニケーションの違い」等、自閉症が苦手とする部分について話され、また、その苦手な部分をいかにして支援すべきかについて、事例を用いて解り易く解説されました。今回の連続講座は、参事の意向により、19時00分～20時30分に開催することとなり参加人数が心配されましたが、勤務時間外にもかかわらず、いずれの講座にも約八十人近くの職員が熱心に聴講していました。

三回目以降については、「診断とアセスメント」「構造化」「自立してできる活動」「コミュニケーション」「問題行動のとらえ方」等の演題で随時開催される予定です。

一人ひとりが違い、一人ひとりの症状が異なることを認めた支援を行うことの大切さを改めて感じるとともに、今後の講座の展開を楽しみにしているところです。そして、その先には、自閉症および行動障害等を有する知的障害児・者の自立に向けた支援が待っています。その日のために、多くの知識、技術等を学んでおきたいと思っています。

（生活支援部長 原 隆）

平成20年度 行動援護事業

行動援護従業者養成研修 全国普及推進プロジェクトチーム発足

当法人では、平成20年度、厚生労働省の「障害者自立支援調査研究プロジェクト」補助金事業の一環として、「行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査・研究」を行います。

これは昨年までの「行動援護従業者養成研修中央セミナー」の一環です。

◇ ◇ ◇

本年の調査研究内容としては、「障害者自立支援法に基づく行動援護の普及、サービスの質の確保及び従業者の養成を目的として、平成19年度において開発した演習プログラムを全国に普及させるための研修会をブロックごとに実施するとともに、それらの実施状況等を踏まえた研修の効果の把握と評価を行う。また、併せて行動援護従業者の実態を把握し、事業運営上の課題の分析を行うことにより、行動援護の質の向上を図る。」としました。

具体的には、

1. 平成19年度に開発した演習プログラムを活用した研修会の実施
19年度の行動援護従業者養成研修中央セミナーにおいて開発した演習プログラムを活用して、全国6ブロックに分けて中央セミナー(地方版)を実施する。
2. 研修の効果の把握と評価
各ブロックで行うセミナーや、各都道府県で実施している研修において、評価用のチェックシートを受講者等に配布し、研修内容の効果測定を実施する。
3. 行動援護従業者の実態把握及び課題整理
行動援護従業者の実態把握を行うため、アンケート及び現地調査等により、行動援護従業者のスキルや利用者の状況、事業所としての運営状況、財政状況等について調査・分析を行い、事業運営上の課題整理を行う。また、行動援護の給付費の基準点数が20年度に変更となるが、利用者の変化等の影響についても分析を行う。
4. 演習プログラム(改訂版)を活用した研修会の実施
上記の行動援護従業者の実態把握と課題整理を踏まえ、演習プログラムの改訂を行い、改訂版を活用した中央セミナーを年度末に実施する。
5. 研究報告書の作成
行動援護従業者養成研修の効果測定と評価を行う

とともに、行動援護従業者の課題を整理することにより、今後の養成に関する考え方、制度上の課題等について提言をまとめる。

上記5つの項目を、取り組む内容として掲げました。

この申請内容に従って昨年インストラクターとして行動援護の従業者養成研修に関わっていただいた方々にお集まりいただき、平成20年6月6日に、第1回「行動援護従業者養成研修全国普及推進プロジェクトチーム」の発足会議を開きました。

平成19年度の活動(報告書とDVDの作成)の確認をしたあと、本年度の予定について見通しを持ちました。

このメンバーが行う事業内容は、平成19年度に開発した演習プログラムを活用した研修会の実施を、全国6ブロックに分けて中央セミナーの地方開催を実施することを確認しました。その際、研修の効果の把握と評価を評価用のチェックシートを活用し、それぞれの開催場所での研修の効果測定を行う予定です。

また、行動援護事業者の実態把握及び課題整理も行います。アンケート及び現地調査(聞き取り)等により活動している事業所を把握し、事業運営上の課題整理を行います。

把握する事項として、

- a) 研修を実施することでの行動援護の広がり状況等
 - b) 10点が8点となったことによる効果等について
- 中央セミナーを地方開催で行う見通しとしては、6ヶ所の選定基準を、①行政(都道府県)と関わりを持って進められること ②インストラクターの発掘につながること ③行動援護の事業推進、定着に役立つこと ④プロジェクトメンバーが中心に関われることとしました。その結果、開催候補地として、札幌市(北海道)、滋賀県(関西)、愛媛県(中四国)、東京都(関東)などがあがりました。

さらにセミナー受講者は、過去3回の中央セミナーの受講者も参加可能とし、インストラクターの発掘と情報収集ができる内容にしようとの展望も語られました。

出前型中央セミナーの開催にご関心のある方(自治体、セミナー受講者)は、企画研究部企画研修課(☎027-320-1367 水田)までお問い合わせください。

(参事 田中 正博)

中期目標における研究

第二期中期目標 期間中の調査・ 研究の方向

当法人は、平成十五年十月に独立行政法人に組織替えされ、「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」により、当法人の目的及び業務の大きな柱の一つとして、知的障害者の効果的な支援に関する調査及び研究を行うことが定められました。このため、平成十五年十月から始まった中期目標期間中は、調査・研究の実施体制の整備に努めつつ、当法人の設置目的である重度知的障害者の自立（地域移行）に関する研究に重点を置いて取り組んできました。また、その成果については、当法人のホームページやニュースレターに掲載し、あるいは、社会福祉の関連学会での発表、当法人主催の福祉セミナーで講演するなど研究の成果の普及に努めてきました。

平成二十年四月から始まった第二期中期目標においては、重度知的障害者の地域移行、行動障害を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等について、各年度において具体的なテーマを設定し調査・研究を行うこと、テーマ等の設定にあたっては、障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであつて、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなるよう努めること、また、調査・研究の内容に応じて、関係機関等と連携・協力により実施することが求められています。以上のような目標を達成するため、当法人では、重度知的障害者の調査・研究に積極的に取り組みます。

平成20年度の調査・研究

平成二十年年度の調査・研究は、厚生労働省からの受託研究二本、法人内研究五本を予定しています。

一 厚生労働省からの受託研究

行動援護従業者養成研修プログラム全国普及委員会、企画研究部研究課

「行動援護従業者養成研修プログラムの全国的な普及と行動援護サービスの標準化に関する調査・研究」

二 厚生労働省からの受託研究

社会生活支援センター準備室担当職員、社会生活支援センター研究検討委員会

「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」

三 法人内研究

地域支援部地域移行課職員、企画研究部研究課

「重度・高齢知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究」

四 法人内研究

群馬県知的障害者の医療を考える会、企画研究部研究課

「知的障害者の健康管理、医療と福祉の連携に関する調査・研究」

五 法人内研究

生活支援部研究グループ、企画研究部研究課

「重度知的障害者の日中活動に関する研究」

国立のぞみの園 第二期

六 法人内研究

生活支援部研究班、企画研究部研究課

「重度知的障害者を対象とした生理的指標による主としてハープを用いた園芸活動の効果の検証」

七 法人内研究

診療所歯科

「重度知的障害者の摂食嚥下に関する研究」

国立のぞみの園研究会議

中期目標期間の終了に伴い、第二期中期目標期間中の

国立のぞみの園の研究会議の委員の皆様も新たに決定しました。内訳は、

国立のぞみの園研究会議委員 外部委員	役 職
小 澤 温 先生	東洋大学 ライフデザイン学部教授
中 野 敏 子 先生	明治学院大学 社会学部教授
増 田 公 香 先生	聖学院大学 人間福祉学部准教授
国立のぞみの園研究会議オブザーバー	
高 原 伸 幸	厚生労働省 障害福祉専門官

外部委員三人には障害者福祉を専門とする大学の先生方を、それぞれアドバイザーとして厚生労働省から障害福祉専門官をお迎えしました。

なお、内部委員は、当法人の篠原理事、柳田参事が務めます。

去る六月六日(金)、第一回国立のぞみの園研究会議を大宮ソニックシティにおいて開催し、昨年度の研究成果や本年度の調査・研究の内容、進め方などについて協議しました。

はじめに、当法人の遠藤理事長より、当法人の第二期中期目標についての説明および国立のぞみの園研究会議の設置目的、そして委員の皆様にご助言を頂きたいとの挨拶がありました。

昨年度の研究については、委員の皆様から、地域生活を念頭に置いた知的障害者の医療に関する研究が評価されました。その他、地域移行に関する研究については、ある程度まとまった段階で情報発信をすること、終了した研究については研究報告会を開催してみたらどうか、とのご意見を頂戴いたしました。また、競争的研究資金への積極的な参加を望むご意見も頂戴し、今年度も厚生労働科学研究費補助金の取得に努めることとなりました。

今年度の研究については、前述の合計七本の研究の概要説明の後、委員の皆様にご

ご検討いただき、研究の方法について幾つかご助言を頂きました。第二期中期目標では、研究の実施体制として外部との連携協力も定められておりますので、委員の先生方には、当法人の地域移行のプロセスの研究と知的障害者の医療の研究について協働で研究して下さる方のご推薦をお願いしました。



以上、第二期中期目標期間中の調査・研究の方向、平成二十年度の調査・研究、第一回国立のぞみの園研究会議について要旨を紹介させていただきました。

国立のぞみの園研究会議で頂きました貴重なご意見やご助言を十分に踏まえながら、今後の調査・研究を進めていきたいと考えています。

なお、今年度の研究においても、全国の知的障害関係の団体や施設の皆様のご協力なしには進めることができません。この場をお借りして当法人の調査・研究へのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

(企画研究部
研究課長 松永千恵子)

第12回障害医療セミナー

知的障害者支援に携わる 職員のメンタルヘルスケア

平成二十年六月十一日に群馬県こころの健康センター・精神科救急情報センター所長 赤田卓志朗先生に講演をして頂きました。

今までの障害医療セミナーは直接利用者のケアに関与する内容が多かったと思われませんが、障害者を支援するにも支援する側が心身共に健全でないと良い支援ができませんし、またのぞみの園でも、何人かの職員が支援にいき詰まりを感じていると聞いています。このような観点から、今回のセミナーは、「知的障害者の支援に携わる職員のメンタルヘルスケア」としました。赤田先生の話は、ユーモア・実演・経験談などをまじえた、

楽しく、分かり易い話ぶりであり、講演後のアンケートでも殆どの方が満足であったとの評価でした。また、講演中みなさんの顔を見てみると、これは自分に当てはまっているのか、同僚の行動にぴったり合致するなどと感じたり、皆さん頷きが見られました。講演会参加者は百十人、法人外からの参加者は十六人で、参加者からも極めて関心が高かったことを実感しました。

◇ ◇ ◇

精神疾患の有病率は想像以上に多く、一年有病率は七人に一人、即ち職場の一グループに一人、生涯罹患率は三人に一人が罹患するそうです。日本では平成十年から自殺者の増加があり、特に男性において顕著です。原因はうつ病などの気分障害が最も多く、自殺した人の大多数は精神障害の既往があり、自殺予防のために、うつ病の早期発見と適切な治療が必要です。自殺は交通事故の四倍以上にのぼっています。群馬県では五〇三人の自殺者があり、男性三六七人、女性一三六人でした。精神疾患と発症年齢の関係ではうつ病・アルコール依存症は三十〜五十代に多く、適応

障害・心身症は年齢に関係なく発症し、認知症は六十五歳以上に発症しています。脳の外傷・ホルモンの異常など明らかに外部に精神症状がなく、明らかかな悩み事によって生じているものでないものを内因性といい、その代表的疾患がうつ病です。

うつ病の症状は朝に出やすく、毎日気分が憂鬱である、やる気が出ない、不安、いらいらする、頭の回転が鈍くなる、食欲減退、睡眠障害、自律神経失調症の症状などがみられます。原因のストレスは悲しいものばかりでなく、転勤・昇進、新居、出産などでも生じます。

うつ病の治療は、①休息（ゴロゴロ療法）②薬物療法③電気療法④支持的精神療



編集事務局 からお願い

市町村合併や人事異動、事務所の移転等により、住所や送付先名が変更になった場合には、新しい送付先名称等をFAXやEメール等で事務局あてにご連絡をいただくと幸いです。お忙しい中お手数をおかけして大変恐縮ですが、ご連絡をよろしくお願い致します。

法（本人の辛さを傾聴し励まさない）⑤認知療法（悪い点

費のトラブルは入院適応になります。

にばかり気がとられてしまう人が多いので焦らずこころよいことを目標に過ごす）などがあります。うつ病の予防は①生活にゆとりを持って、腹八割目で②優先順位をつける（明日またやろう）③一人で抱え込まない（相談を）④他人の目を意識し過ぎない⑤生活の変化の時こそ無理しない⑥睡眠がとれない、食事がおいしくないは、要注意⑦自分自身を知る などです。類似疾患の双極性感情障害（躁鬱病）は循環気質（肥満型）体型、陽気、おしゃべり、良い加減、性格に多く、自尊心の肥大、多弁・多動、活動量の増大、食欲の増加（行動量の増加によりむしろ体重は減少）易怒性、乱費などの症状が出現します。易怒性の亢進や乱

うつ状態はうつ病とは異なり、予防法は、①できた事はほめる ②休みばかりでは解決しない ③悩み事の解決につとめる、本人の辛さを共感するが基本的には本人に頑張らせる ④薬は絶対必要なものではないが、後押しすることとはある ⑤毎日のストレスを解消しよう などです。

◇ ◇ ◇

心の健康を増進するには、メンタル・ヘルスの体制の整備を行い、職場で相談しやすいいコミュニケーションを作り、早い回復のための早期治療が最も重要です。また、病名に拘らない、仕事の中でのゆるやかな復帰が大切と考えられます。相談事があったら遠慮なく相談して下さい。（診療所長 井沢 邦英）

【発行】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL 027-325-1501 (代表) FAX 027-327-7628 (代表)
ホームページ <http://www.nozomi.go.jp> Eメール webmaster@nozomi.go.jp

【ニュースレター関係連絡先】

TEL 027-320-1322 (企画研究部) FAX 027-320-1368 (直通) Eメール info_center@nozomi.go.jp